

# 市場仲介業者のコンプライアンス機能 (最終報告)

【金融庁仮訳】

2006年3月

IOSCO(証券監督者国際機構)専門委員会

## 序文

IOSCO（証券監督者国際機構）専門委員会は、2005年4月、「市場仲介業者のコンプライアンス機能に関する報告書」（案）<sup>1</sup>をパブリック・コメントに付した。当該報告書（案）では、市場仲介業者がコンプライアンス機能の有効性を高めるのを助ける補足的な原則及び実践方法を示している。IOSCO専門委員会の下部組織である市場仲介業者の規制に係る常設委員会（以下「SC3」という。）は、パブリック・コメントにおいて受け付けた意見を踏まえ当該報告書（案）を見直し、IOSCO専門委員会は2006年2月の会合において、報告書の最終版を承認した。

---

<sup>1</sup> IOSCO ホームページにおいて入手可能。<http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD198.pdf>

## 主な用語

本報告書において、以下の用語は次の意味で使われている。

**コンプライアンス機能 (compliance function) :** コンプライアンスに係る特定の活動及び責務を果たすための役割及び責任の範囲の総称。

**企業統治組織 (governing authority) :** 例えば、取締役会、パートナーシップの無限責任社員、取締役会が二層式の構造をしている国・地域（以下「国」という。）における監督役会 (supervisory board)、及び監査委員会を指す。ある国では、執行機関（例えば、上級経営陣 (senior management)、総括経営陣 (general management) など。）がその職務を果たすことができるよう、取締役会は、当該執行機関を監督するための、排他的ではないにせよ、主要な機能を有している。このため、時としてそれは監督委員会と言われる。それは、取締役会が業務執行機能を有しないことを意味する。対照的に、別の国では、会社運営の一般的な枠組みを設けているという点で、取締役会はより広い権限を有している。さらに、ある国では、取締役の業務執行を監査する別の法的機関が存在する。

**上級経営陣 (senior management) :** 市場仲介業者の業務を指揮する者。

**報告、届出 (reporting/notification) :** 報告とは、市場仲介業者内において行われる報告を言う。届出とは、規制当局など外部の第三者に対して行われる報告を言う。報告義務に関する議論についてはトピック1及び2を、届出義務に関する議論についてはトピック6を参照。

**方針及び手続き (policies and procedures) :** 方針及び手続きは、一般的に、監督のための手続き、並びに義務及び禁止行為に係る手続きを含む。市場仲介業者の中には、目的ごと、あるいは利用者ごとに、異なる方針及び手続きを設けている者がある。例えば、ある市場仲介業者は、義務及び禁止行為に関するガイドラインに係る方針及び手続き、ビジネス・ユニットの監督構造に係る方針及び手続き、並びにコンプライアンス機能に係る方針及び手続きというように、3種類の方針及び手続きを有しているかもしれない。

## I. イントロダクション

本報告書の目的は、既存のIOSCO原則を踏まえ、コンプライアンスの分野における広範で補足的な原則を設けることである。コンプライアンスは市場仲介業者の活動に本来備わっているものである。なぜなら、彼らは、投資家を保護するとともに、法律に基づき、もしくは規制当局により制裁を受けるリスク、金銭的な損失、あるいはレピュテーションの毀損を軽減するため、適用される全ての法律、行動規範、及びグッド・プラクティス基準を遵守できるよう、体制もしくは手続きを整備しなければならないからである<sup>2</sup>。

市場仲介業者は、顧客の利益を保護し、市場の清廉性を維持するよう行動すべきである<sup>3</sup>。彼らは、関係する全ての規制の枠組みを遵守しなければならない。証券関係法令及び規則<sup>4</sup>(本報告書において「証券関連規制(securities regulatory requirements)」という。)の遵守は、投資家保護のみならず、公正で秩序ある市場の維持に不可欠な基盤の一部である。しかしながら、市場仲介業者が、“法律の条文”の遵守だけでなく、高い倫理基準や投資家保護基準を尊重し、またそれを促すような企業“文化”を醸成することも同様に重要である。

市場仲介業者は、利益を最大化し、顧客に様々なサービスを提供するため、ビジネスをどのように構築するかについてより革新的になってきている。例えば、顧客に対するサービスのアンバンドリング、顧客の様々なニーズに応えるための他の会社との提携、及び外部委託などが進んでいる。市場仲介業者の業務の複雑さは増してきており、コンプライアンス担当者の負担はより重くなっている。全ての法令、規則を遵守することは労力を要するものになってきているだけでなく、一層重要なものとなってきている。

それぞれの国は、証券規制の遵守を確保するための異なるアプローチ及び方針を有しているかもしれないが、市場仲介業者のコンプライアンス機能は、起こりうる不正行為を防止し、倫理的な行動を促進する上で重要な役割を果たし、それが公正かつ秩序ある市場の維持と市場に対する投資家の信頼の確保につながるものであるという点では、共通の認識を持っている。さらに、コンプライアンスは、単に「コンプライアンス機能」に関与している者のみの責務ではなく、市場仲介業者自身及びその全ての従業員にとっての責務である。

本報告書においては、市場仲介業者の規模及び種類の多様性を認めることで、可能な限り、(“部課室”のような)内部構造に言及することは避け、「コンプライアンス機能」という言葉を、特定のコンプライアンス活動を行い、コンプライアンスに関する責務を果たす役割及び責任の範囲という意味で用いている。

市場仲介業者を対象とするIOSCOの「証券規制の目的と原則」の原則23は、次のように規定している。

“市場仲介業者は、顧客の利益を保護し、リスク管理を適切に行うための内部組織及び業務運営に係る基準を遵守することを求められるべきであり、経営陣はそれらについて第一義的な

<sup>2</sup> IOSCO「証券規制の目的と原則」(2003年5月)12.5

<sup>3</sup> IOSCO「証券規制の目的と原則」(2003年5月)12.5

<sup>4</sup> これらは、立法府、規制当局及び自主規制機関によって公布された法律、規則及び規定を含む。

責任を負う。”

IOSCOは、市場仲介業者の内部組織が、その規模、業務の性質、及びリスクに応じて様々であることを認識しているものの、市場仲介業者はそうしたことににかかわらずコンプライアンス機能を有すべきである。特に、IOSCOは、市場仲介業者の証券規制、社内規則及び業務手続き、規程の遵守状況は「分離したコンプライアンス機能」によって監視されるべきであるとしている<sup>5</sup>。

また、上記の原則23に対応する「IOSCOの証券規制の目的と原則の実施状況の評価のためのメソドロジー」は、経営、監視、内部統制、及び市場仲介業者のコンプライアンスにおけるそれらの役割に焦点をあてている。そこでは、説明責任、十分な内部構造及び統制、並びに手続き及び規定の有効性の監視を主要事項であると考えている<sup>6</sup>。

\*\*\*

様々な国の規制当局がコンプライアンスに一層の焦点をあてていることから、IOSCOの専門委員会は、本報告書を策定し、その中で、市場仲介業者がコンプライアンス機能の有効性を高めるのを助ける、IOSCO原則23に対する補足的な原則及び実践方法を示している。本報告書は、SC3のメンバー国における現状の規制に関する調査に基づくものであり、本報告書(案)に対して寄せられたパブリック・コメントを踏まえ策定したものである。IOSCOメンバーは市場仲介業者の証券業務に対する規制監督権限のみを有していることから、本報告書は市場仲介業者の証券規制に焦点をあてている。しかしながら、IOSCOは、市場仲介業者が、適用される全ての法令を遵守することを期待している。また、銀行もまた証券市場と関係があり、証券規制の適用を受けることから、本報告書において示された原則は、バーゼル銀行監督委員会が策定した原則と最大限一致するものとなっている<sup>7</sup>。本報告書における原則は、市場仲介業者の業務の性質、規模、複雑さ、そして特に市場仲介業者の活動が金融システム全体及び顧客に対して与えるリスクの程度に応じて適用できるよう十分に柔軟なものとなっている。市場仲介業者が単純な業務を小規模に行っている場合でも、それぞれの原則において述べられている実践方法をいかに適切に採り入れるかを検討すべきである。

<sup>5</sup> IOSCO「証券規制の目的と原則」(2003年5月)12.5

<sup>6</sup> IOSCO「IOSCOの証券規制の目的と原則の実施状況の評価のためのメソドロジー」(2003年10月)の原則23における主要課題の第1、2及び7項を参照。

<sup>7</sup> バーゼル銀行監督委員会「銀行のコンプライアンスとコンプライアンス機能」(2005年4月)。バーゼル銀行監督委員会のホームページで入手可能。<http://www.bis.org/publ/bcbs103.pdf>

<sup>8</sup> なお、いくつかの国は、国際的に活動する銀行を対象としたバーゼル原則を、他のカテゴリーの市場仲介業者に適用している。

## II. 原則及びコメント

### トピック1: コンプライアンス機能の確立

原則:

- (a) 市場仲介業者は、コンプライアンス機能を確立し、維持すべきである。
- (b) コンプライアンス機能の役割は、市場仲介業者による証券規制の遵守状況とその監督手続きの適切性について、継続的に、確認し、評価し、助言し、報告することである。

本報告書では、「コンプライアンス機能」は、特定のコンプライアンス活動及び責務を果たすための役割及び責任の総称という意味で用いられる。この表現はある特定の組織形態を意図するものではなく、市場仲介業者の規模及び種類の多様性を認めている。この定義は、バーゼル銀行監督委員会による銀行のための「コンプライアンス機能」の定義と似ている。市場仲介業者には、ある種の活動を行うことに責任を持つコンプライアンス機能があるが、コンプライアンスは市場仲介業者内の全ての者の責任である。

証券規制の遵守状況の監視以外に、コンプライアンス機能は、証券規制違反の発見及び防止にも関与すべきである。これは、コンプライアンス機能の積極的な役割である。例えば、新しいビジネスを検討する際にコンプライアンス機能が関わることもあるかもしれない。この場合、コンプライアンス機能は、コンプライアンス・リスク管理に関わるであろう。コンプライアンスはまた、市場仲介業者の社風及び倫理に対しても意見を述べ、かつ、法令に基づく、あるいは規制当局による制裁、金銭的な損失、あるいは規制違反により生ずるレピュテーション・リスクを管理するために重要なツールとなる。市場仲介業者が顧客の不正を防止したり報告したりする義務を有する場合には、コンプライアンス機能は、会社がこれらの義務を遂行できるよう構築されたメカニズムを有するべきである。

市場仲介業者の規模は社員1人の会社から多国籍組織まで幅広く、また、彼らは限られたサービス及び商品のみを提供するシンプルなビジネスを行っているかもしれないし、非常に複雑な複数の業務を行っているかもしれない。市場仲介業者は、コンプライアンス機能を設ける場合、その性質、規模、業務の複雑さ、及びリスクを考慮すべきである。その中には、次のものを含む。

- ・ 提供する商品及びサービス
- ・ 顧客の特徴(例えば個人投資家か、機関投資家かなど。)
- ・ 業務の構造及び多様性(地理的分布や適用される法令を含む。)
- ・ 業務に従事する者の数

金融コングロマリットの一部として活動している市場仲介業者は、親会社あるいはコングロマリット内の他の会社が設けている業務運営及びコンプライアンス体制を考慮し、そのコンプライアンス

機能を法令によって許容される範囲で集中化することができる。(以下「集中化」<sup>9</sup>という。)

大規模な市場仲介業者においては、一般にコンプライアンス機能によって果たされる役割が、必ずしもコンプライアンス部門で行われるのではなく、法務、財務管理、リスク管理部門などの別の部署によって行われる。また、市場仲介業者は、特定の業務のためのコンプライアンス・ユニットにコンプライアンス機能を設けることを選択することができる。大規模な市場仲介業者においても、上級経営陣あるいは企業統治組織への報告は、直接、あるいはリスク管理などの他の統制機能を経由して行うことができる。(トピック2を参照)

コンプライアンス機能の範囲、構造及び活動に関する規制当局の期待は、複雑な業務を行うフル・サービス型の市場仲介者に対する場合と、単一のサービスを提供する小規模な市場仲介者に対する場合とでは同じではないであろう。

### 実践方法

(a) 効果的なコンプライアンス機能は、その機能を適切に果たすために必要な権限及びリソース<sup>10</sup>を有するべきである。

(b) コンプライアンス機能の範囲、構造及び活動は、市場仲介業者の業務の性質、規模及び複雑さに応じたものであるべきである。コンプライアンス機能は、一般的に、次の役割を果たす。

- (1) 市場仲介業者に課せられる規制を認識すること。
- (2) 規制を遵守するため、効果的なコンプライアンス方針及び手続きを設け、伝達、監視、執行すること。
- (3) コンプライアンス責任、特にコンプライアンス・リスクの管理に対する責任を果たすことができるよう、企業統治組織及び(あるいは)上級経営陣に、適用される法令に関する情報を提供すること。
- (4) コンプライアンス担当者に対し、支援、指針及び(あるいは)研修の機会を提供すること。
- (5) 重要な違反行為を含む、市場仲介業者の証券規制並びに内部のコンプライアンス方針及び手続きの遵守状況全体について、企業統治組織及び上級経営陣に対し定期的に報告すること。
- (6) 法令によって求められる場合には、規制当局に対し、重要な証券規制違反を直ちに届け出ること。法令によって届出が求められない場合には、必要に応じて、規制当局に対し、

<sup>9</sup> いくつかの国では、この概念は集中化というよりもむしろ機能の統合と表現される。

<sup>10</sup> いくつかの大規模な市場仲介業者は、コンプライアンス機能の有効性を高めるため、テクノロジーを利用すること、あるいはプロセスを自動化することを検討することができる。

違法行為及びそのような違法行為への対応(将来における違反防止のための努力を含む。)について届け出ること。

- (c) コンプライアンス機能が一つの部署にあるのか、いくつかの部署にあるのか、役割及び責任は、明確にされ、また特定される必要がある。
- (d) コンプライアンス機能の委任は、内部の適当な者に対して行われるべきである。また、業務の規模や性質を踏まえ、正式に文書化されるべきである。
- (e) 市場仲介業者は、証券規制の遵守について、職員がコンプライアンス担当者に相談するよう促すべきである。このために、職員は、コンプライアンス担当者への相談方法を知っているべきである。



## トピック2: 上級経営陣及び企業統治組織の役割

### **原則:**

- (a) 証券規制を遵守するためのコンプライアンス機能、コンプライアンス方針及び手続きの確立、並びにその維持は、上級経営陣の役割である。
- (b) 企業統治組織は、上級経営陣がその役割を効果的に果たしているという十分な保証を得るべきである。

この原則は、上級経営陣及び企業統治組織の役割と関係するものであるが、国によって異なる可能性があることから、それらの法的責任について取り扱うことを意図するものではない。

市場仲介業者に義務が課されている場合には、当該市場仲介業者はその義務を果たすことができるよう、内部体制を整備する必要がある。以下で説明するように、市場仲介業者がこれを行うかは、そもそも当該市場仲介業者が考えることであるが、規制当局はその内部体制の整備状況に関心があり、また、それらが有効であるという確信を得たがる。

本報告書では、規制当局が特に重要であるとみなす事項について述べている。なぜなら、それらの事項は、証券規制の遵守において市場仲介業者による適切な優先順位が与えられていることを示しているからである。

法令に従って業務を遂行するため、ビジネス・ユニットもまた、適用される規程、方針及び手続きの遵守を監視するといったコンプライアンスに関連する役割を有している。それらは、コンプライアンス担当者によって支援される。

コンプライアンス担当者は、問題を特定し、提言を行い、上級経営陣によって選択された解決策を実践することにより、上級経営陣を支援している。彼らはまた、企業統治組織がその監視機能を発揮できるよう、コンプライアンス関連の情報を直接または上級経営陣を通して間接的に企業統治組織に提供することにより、企業統治組織を支援している。

規模や内部組織は様々であり、市場仲介業者は、証券規制を遵守するために様々な体制を採用するであろう。上級経営陣に責任を持たせることで、組織内においてコンプライアンス機能に十分な注意が払われ、また十分なリソースが与えられることにより、説明責任が果たされコンプライアンス風土が促進される。

### **実践方法**

- (a) 上級経営陣<sup>11</sup>は、以下の事項を検討すべきである。

---

<sup>11</sup> 小規模な市場仲介業者においては、上級経営陣が企業統治組織を兼ねるかもしれない。

- ・ 適当な権限を有する上級職員に、市場仲介業者の証券規制の日々の遵守状況について責任を持たせること。
  - ・ 重要なコンプライアンス事項の議論にコンプライアンス担当者を関与させることができるようにすること。
  - ・ 定期的に、市場仲介業者の法令遵守状況を評価すること。（内部のコンプライアンス方針及び手続きの遵守、並びにコンプライアンス機能の有効性の評価を含む。）
  - ・ コンプライアンス事項が効果的かつ迅速に解決されるようにすること。
  - ・ コンプライアンス上の改善点並びに新たな方針及び手続きが効果的に実践されるようにすること。
- (b) 企業統治組織は、定期的に、上級経営陣から、あるいは独自にコンプライアンス機能から内部の重要事項を含むコンプライアンス機能の全体的な有効性について関連する情報を入手すべきである。
- (c) 上級経営陣は、コンプライアンス機能がその権能を果たすことができるよう、コンプライアンス機能<sup>12</sup>の範囲、構造及び活動を直接監視すべきである。
- (d) 上級経営陣は、必要に応じて、ビジネス・ユニットがその業務についてコンプライアンス機能に相談することを促すべきである。
- (e) 証券規制あるいは社内規則違反が認められた場合、市場仲介業者のコンプライアンス方針及び手続きは、次のような手続きを確認すべきである。
- ・ 違反を確認する方法
  - ・ 違反が認められた場合に採られる措置
  - ・ 違反があった場合に届け出られる（内部あるいは外部の）者及び違反が報告されなければならない時間
  - ・ 違反を正し、再発を防止するために採られる方策
  - ・ 違反記録の保持の方法

---

<sup>12</sup> 上級経営陣は、コンプライアンス機能の特定の活動を、指名された上級職員に委任するかもしれない。その場合でも、監視責任は有したままである。

### トピック3: 独立性及び業務遂行能力

#### 原則:

コンプライアンス機能は、他の業務分野から不当な影響をうけることなく、自らのイニシアティブで活動できるべきであり、上級経営陣や、必要な場合には企業統治組織にアクセスできるべきである。

コンプライアンス機能の独立性は、規制当局に対して最終的に責任を負う企業統治組織及び上級経営陣が、市場仲介業者の証券規制の遵守状況について正確かつ不偏の報告を受け取ることができるようにするために重要である。法的枠組みは国によって異なり、上級経営陣と企業統治組織との責任の共有の形態も様々であるかもしれないが、コンプライアンス機能の独立性は、上級経営陣あるいは企業統治組織が、重要なコンプライアンス事項を必要に応じて迅速に認識できるようにする内部手続きの存在により強化される。(トピック2を参照)

独立性とは、コンプライアンス機能が、他の業務によって不適切あるいは不当な影響を受けることなく作用することを意味する。その責務を果たすための権限及びリソース(人的資源を含む。)を提供し、また組織の全階層にアクセスできるようにすることによって、そのような不適切な影響は緩和される。また、市場仲介業者が十分な資格を有する職員を雇用・獲得できるよう、それら職員の報酬及び昇進の機会が、特定のビジネス・ライン、製品あるいは取引の成功に直接的に関連しているべきではない。

しかしながら、規制当局は、小規模な市場仲介業者においてはコンプライアンス機能が完全な独立性を達成することは困難であることを認識する必要がある。小規模な市場仲介業者では、取引や助言業務を行う上級経営陣とコンプライアンス機能とに重複があるかもしれない。そのような場合、コンプライアンス責任を果たすことに係る利益相反や他の問題を防止するための手続きが必要となる。

#### 実践方法<sup>13</sup>

- (a) 独立性を達成するため、コンプライアンス機能のための予算及びコンプライアンス担当者の報酬は、特定のビジネス・ライン、商品、あるいは取引によって生み出される財務成績あるいは収益に直接的に依存しているべきではない。しかしながら、コンプライアンス担当者の報酬は、おそらく市場仲介業者の全体の収益に基づいて算出することができる。コンプライアンス予算は、コンプライアンス担当者がその責務を効果的に遂行できるよう、十分な額を確保すべきである。コンプライアンス担当者の昇進が特定のビジネス・ラインの成績に依存している場合、コンプライアンス機能の独立性は損なわれるかもしれない。
- (b) コンプライアンス担当者は、その責務を果たすため、自発的にあらゆる職員とコミュニケーションを図ることができ、また記録あるいは他の必要な情報にアクセスできるべきである。それに

<sup>13</sup> 以下は、会社が独立性を確保するために用いる方法の例である。

は、証券規制あるいは内部のコンプライアンス方針及び手続き違反の可能性に係る調査を行う権限が含まれる。

- (c) コンプライアンス担当者は、重要なコンプライアンス事項について議論するため、上級経営陣に対するアクセスを制限されるべきではなく、また必要に応じて、企業統治組織にアクセスできるべきである。
- (d) 一人の者が業務活動とコンプライアンス活動の両方に従事している場合、当該者は、自身の業務活動の監督を行うべきではない。2名から成る会社においては、それぞれの者が自分以外の者の責務を検証すべきである。1名から成る会社（そのような会社が法律によって認められる場合）においては、コンプライアンス機能の独立性は、規制当局によって、規制当局が適当であると考える方法によって対処される。それには、例えば、そのような会社のリスク・プロフィールに鑑み、より高い頻度で当該会社を検査する、あるいはコンプライアンス業務を行う独立した外部の組織の利用を要求することなどがある。

#### トピック4: コンプライアンス担当者の資格

##### **原則:**

コンプライアンス担当者は、その責務を効果的に果たすため、誠実であり、関連する規則を理解しており、必要な資格、業界経験、専門性及び個人的資質を有しているべきである。

コンプライアンス担当者は、その責務あるいは職務を果たすために必要なスキル、知識及び専門性を有しているべきである。コンプライアンス担当者に主に求められるのは、公式な資格に加え、その役割を果たす能力である。それは、知識の習得のみによってというよりも、むしろ経験によって得られるものであるかもしれない。コンプライアンス担当者は、関連する規則に係る技術的な知識に加え、会社が行っている業務の内容を理解すべきである。分析能力、コミュニケーション能力、及び問題解決能力のような、個人的な資質やソフト・スキルも重要である。コンプライアンス担当者に必要不可欠な能力は、自らが責任を負う規制及び事業活動の範囲によって決まる。

##### **実践方法**

市場仲介業者は、コンプライアンス担当者に次の事項を課すことを検討すべきである。

- (a) コンプライアンスを担当する前に、関連事項の履修及び(あるいは)研修を修了すること。
- (b) 証券規制に係る知識及び経験。それらは所定の試験の修了によって確認できる。
- (c) 継続的な教育
- (d) 関連する業務及び業界経験

## トピック5: コンプライアンス機能の有効性の評価

### 原則:

- (a) 市場仲介業者は、定期的に、コンプライアンス機能の有効性について評価しなければならない。
- (b) 内部評価に加え、コンプライアンス機能は、定期的な外部検証を受けるべきである。そのような検証は、外部監査人、自主規制機関、あるいは規制当局のような独立した第三者が行うことができる。

コンプライアンス機能が、市場仲介業者の証券規制の遵守状況を十分に確認し、評価し、それに対して助言し、監視し、またそれに関して報告していることを確保するため、その有効性は定期的に評価されるべきである。当該評価の一部として、市場仲介業者は、必要な全てのコンプライアンス機能に対する責任を割り当てているか、また、コンプライアンス機能全体が調整され、効果的に作用していることを判断すべきである。そのような判断は、コンプライアンス機能の責任が組織内で分散されている場合には、特に重要であり、規制上の配慮からも求められるかもしれない。

コンプライアンス責任は、コンプライアンス機能に対する独立した有用な評価を提供する外部の者がいたとしても、第一義的には会社内にある。内部及び外部の者は、効果的な評価を確保するための補完的な役割を果たす。

規制当局や監査人のような外部の者の役割は、評価の目的及び範囲、並びに国ごとの規則により異なる。

評価を行う者は、投資家を害する可能性があるコンプライアンス上の問題を評価し、発見し、正すために、情報やリソースを効果的に活用すべきである。他方で、検査を受ける会社の負担を最小化するよう試みるべきである。評価の範囲を事前に定めることは、検証中のリソースの効果的な利用を容易にし、前回の検証との不必要な重複を減少させる。しかしながら、評価を行う者は、検査中に見つけた問題点が当初意図された検査対象に含まれていない分野のものであっても、それを追求する、あるいは検査対象を広げることを自由に行えるべきである。

評価の最小範囲あるいは頻度は、国ごとに市場仲介業者のリスク水準及び規制当局のリソースが異なることから、ここでは規定できない。しかしながら、定期的な評価は必要である。

### 実践方法

- (a) 証券規制の遵守状況を確認し、評価し、監視し、報告するために整備された方針及び手続き、並びに規程は、評価されるべきである。
- (b) コンプライアンス機能の有効性は、指名されたコンプライアンス担当の上級職員あるいはコンプライアンス機能から独立した者のどちらかによって、企業統治組織及び(あるいは)上級経営陣に対して報告されるべきである。

- (c) コンプライアンス機能の欠陥は、適時に対処されるべきである。必要に応じて、コンプライアンス担当者に対する追加的な研修が行われるべきである。
- (d) 市場仲介業者内及び検証者内において情報及びリソースを有効に活用するため、コンプライアンス機能を検証する内部あるいは外部の者は、一般に、検証を行う前に検証の範囲を定めるべきである。しかしながら、評価を行う者は、検査中に見つけた問題点が当初意図された検査対象に含まれていない分野のものであっても、それを追求する、あるいは検査対象を広げることを自由に行えるべきである。

## トピック6: 規制当局による監督

### 原則:

- (a) 規制当局による市場仲介業者の監督には、市場仲介業者の規模及び業務内容を考慮した上で、コンプライアンス機能の評価を含むべきである。
- (b) 規制当局は、特に欠陥に気づいた場合には、市場仲介業者にコンプライアンス機能の改善を促す方策を講じるべきである。また、規制当局は、市場仲介業者に対し、そのコンプライアンス機能について、法を執行し、あるいは他の適切な懲罰手続きを採ることができる権限を有するべきである。

市場仲介業者が整備した、コンプライアンス及びコンプライアンス機能が作用するための組織を監視することは、重要な問題が発生する前に、規制当局に市場仲介業者の弱点を認識させ得るかもしれない。そのような状況において、規制当局は必要な強化を求める立場にあらう。

規制当局が市場仲介業者を監督する手法は様々である。規制当局の中には、コンプライアンス機能の有効性を評価するため、市場仲介業者を定期的に検査することを選択する者がある。また、リスク・ベース・アプローチを用い、市場仲介業者を監督することを選択する規制当局もある。後者の場合、規制当局の検査の頻度及び範囲は、苦情の数、これまでのコンプライアンスへの取組みなどの要素に基づくものとなる。その他、市場仲介業者のコンプライアンス機能を直接規制・監視する上で部分的に、自主規制機関に頼る規制当局がある。最後に、市場仲介業者に対し、重要な証券規制違反及び(あるいは)顧客からの苦情について報告を求めている規制当局もある。これらの規制当局は、そのアプローチにより、市場仲介業者のコンプライアンス体制及びコンプライアンス機能の有効性を評価することができると考えている。

### 実践方法

規制当局は、市場仲介業者の規模、直面するリスクの種類を含む、業務の複雑さ、これまでのコンプライアンスへの取組み状況を考慮に入れ、以下の方策について検討することができる。

- (a) 免許申請時において、規制当局が市場仲介業者のコンプライアンス機能を直接検査すること。
- (b) 定期的あるいはリスク・ベース・アプローチにより、規制当局が市場仲介業者のコンプライアンス機能を直接検査すること。それは、一般的な臨店検査の一部として行われるかもしれない。
- (c) 市場仲介業者の社内規則、業務手続及び内部統制並びにそれらの改訂状況を、規制当局が直接検査すること。
- (d) 市場仲介業者によって指名された外部監査人が、当該市場仲介業者を検査し(コンプライア



ンス機能を含む。)、その結果を規制当局に報告すること。

- (e) 自主規制機関が、市場仲介業者に対して定期検査あるいは特別検査<sup>14</sup>を行うこと。
- (f) 市場仲介業者の企業統治組織及び(あるいは)上級経営陣が、定期的に自己評価及び(あるいは)審査を行うこと<sup>15</sup>。それらの結果は、情報として規制当局に提出されるべきである。
- (g) コンプライアンス機能について以前より問題点が認められている場合には、コンプライアンス機能を改訂し、再度検査すること。

このような検査は、市場仲介業者の方針及び手続きの十分性、(独立性の程度及びレポーティング・ラインなどの)コンプライアンス機能の構造、コンプライアンス機能に割り当てられる人的及び物理的リソース、コンプライアンス担当者の資格及び適性、これまでに明らかになっている欠陥に対応するために採られる可能性のある、あるいは命じられた方策、を含むかもしれない。

---

<sup>14</sup> 自主規制機関の市場仲介業者に対する監督及び検査が適切に行われているか、規制当局は自主規制機関を検査する。

<sup>15</sup> いくつかの国は、自己審査のみへの依存を認めていない。

## トピック7: クロスボーダー業務におけるコンプライアンス体制

### **原則:**

市場仲介業者がクロスボーダーで活動する場合、コンプライアンス機能は、当該市場仲介業者が業務を営むそれぞれの国で適用される法令を理解し、それを遵守するために必要な人員及び専門性を有するための方策を講じなければならない。

市場仲介業者が母国外で業務を行っている場合、新たなコンプライアンス上の問題に直面する。地理的に分離されていることは、監督が直接的に行われなことを意味する。母国外での活動に対するコンプライアンスの実践において、矛盾及び不作為が生じる可能性がある。これは過誤やコンプライアンス・リスクの可能性を増加させるかもしれない。市場仲介業者がどこで活動しようとも、その全ての活動にコンプライアンス機能が効果的に作用していることが重要である。単純化のため、市場仲介業者はしばしばより厳しい基準を採用する。

コンプライアンス機能が効果的であるために、誰がどの部分に責任を負っているかを特定すべきであることが期待される。トピック1で述べたように、クロスボーダーで活動するいくつかの市場仲介業者は、グループ内の他の会社によって設けられた業務運営及びコンプライアンス体制を考慮に入れ、自身のコンプライアンス機能を設計するかもしれない。そのような機能が作用していることに対する責任は、コンプライアンス機能に関連する全ての者のために明確にされるべきである。コンプライアンス機能が2つあるいはそれ以上の国における部門に分けられるかもしれない場合には、責任を明確に特定する必要がある。

市場仲介業者の活動は活発で、ある地域における出来事が当該市場仲介業者の業務に影響を与えることがある。そのため、会社の活動が母国内で行われようと、母国外で行われようと、コンプライアンス機能が会社の業務に適切に関与していることを確保するためにコンプライアンス体制の定期的な検証を行うことは、重要である。

### **実践方法**

コンプライアンス機能が母国外における市場仲介業者の活動の監視に関与している場合には、隙間や不要な不一致を避けるため、当該市場仲介業者は、行われる活動に係る部署の責務及び説明責任を明確にすべきであると期待される。これは次のことを伴うかもしれない。

- ・ 母国外の活動に関して果たされるべきコンプライアンス上の義務を特定すること。
- ・ 母国外における全ての活動がコンプライアンス機能によって適切に監視されるようにするため、母国及び当該母国外の国におけるコンプライアンス部署の責任を明確にすること。
- ・ コンプライアンス担当者のレポーティング・ライン及び説明ラインを明確にすること。
- ・ 母国外における証券会社の活動及びコンプライアンス機能の定期的な検証を行うこと。会社は時間とともに進化しているため、こうした検証により、母国外で適用されているコンプライアンス義務及び責任が、当該会社の活動の性質、範囲及び規模に照らして適当であることを確認すべきである。検証では、時折、文書化された手続きに従って業務が行われていることを

確認するため、コンプライアンス機能の稼働状況の監査も行われるかもしれない。

- ・ 市場仲介業者が業務を行う国の法令や方針など、母国外における活動に適用される関連するコンプライアンス義務の詳細を容易に入手できるようにすること。

#### トピック8: コンプライアンス機能の外部委託

市場仲介業者の中には、コンプライアンス業務の一部を第三者であるサービス・プロバイダーに外部委託することを検討する者がいるかもしれない。しかしながら、市場仲介業者は、サービス・プロバイダーに外部委託しているあらゆる全ての機能あるいは業務について、依然として、規制当局に対して全面的に法的責任及び説明責任を負っている。IOSCO は「市場仲介業者のための金融サービスの外部委託に関する原則」と題する報告書を策定・公表しており、その中で、市場仲介業者が外部委託を行うことを検討する際に採るべき行動を決定するのに役立つ枠組みを提示している。当該報告書は、IOSCO のホームページで入手可能である。

(<http://www.iosco.org/pubdocs/pdf/IOSCOPD187.pdf>.)

添付

報告書(案)に対して寄せられたコメントの概要

(以下、略)